

笠間市告示第 4 5 8 号

平成 2 2 年第 2 回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 2 2 年 5 月 2 5 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 期 日 平成 2 2 年 6 月 1 日 (火)

2 場 所 笠間市議会議場

平成22年第2回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
6月 1日	火	本 会 議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程・提案理由の説明 (質疑・討論・採決 議案の一部)
6月 2日	水	休 会	議案調査 【議案質疑通告締切(午前中)】
6月 3日	木	本 会 議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 【一般質問通告締切(午前中)】
6月 4日	金	休 会	議事整理 【議会運営委員会】
6月 5日	土	休 会	
6月 6日	日	休 会	
6月 7日	月	休 会	常任委員会(総務・土木建設)
6月 8日	火	休 会	常任委員会(文教厚生・産業経済)
6月 9日	水	休 会	議事整理
6月10日	木	休 会	議事整理
6月11日	金	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問
6月12日	土	休 会	
6月13日	日	休 会	
6月14日	月	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問 【討論通告締切(午前中)】
6月15日	火	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問
6月16日	水	本 会 議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 (質疑・討論・採決 議案の一部) 閉会 【全員協議会】

平成22年第2回  
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成22年6月1日 午前10時00分開会

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	飯	田	正	憲	君
	3	番	石	田	安	夫	君
	4	番	姥	澤	幸	一	君
	5	番	野	口		圓	君
	6	番	藤	枝		浩	君
	7	番	鈴	木	裕	士	君
	8	番	鈴	木	貞	夫	君
	9	番	西	山		猛	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	21	番	柴	沼		広	君
	22	番	小園	江	一	三	君
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	三	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	渡邊千明君
教育長	飯島勇君
市長公室長	小松崎登君
総務部長	塙栄君
市民生活部長	打越正男君
福祉部長	藤枝政弘君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	杉山豊君
会計管理者	横田文夫君
笠間支所長	藤枝勉君
岩間支所長	持丸正美君

出席議会事務局職員

事務局長	高野幸洋
事務局次長	前嶋晃司
次長補佐	内桶秀男
主査	高野一
主幹	川野輪良子
事務補	篠崎三枝子

議事日程第1号

平成22年6月1日(火曜日)

午前10時開会

- 日程第1 議席の指定及び議席の一部変更について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 諸般の報告について
- 日程第5 常任委員会委員の選任について

- 日程第6 選挙第2号 笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて  
 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて  
 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第8 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて  
 (笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて  
 (笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例)
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて  
 (笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例)
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて  
 (笠間市税条例の一部を改正する条例)
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて  
 (笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて  
 (平成21年度笠間市一般会計補正予算(第11号))
- 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて  
 (平成21年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
- 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて  
 (損害賠償の額を定め和解することについて)
- 日程第9 議案第42号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて  
 議案第43号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第10 議案第44号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第11 議案第45号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第12 議案第46号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第47号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第48号 訴えの提起について
- 日程第15 議案第49号 平成22年度笠間市一般会計補正予算(第1号)  
 議案第50号 平成22年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
 議案第51号 平成22年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第52号 平成22年度笠間市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第16 議員提出議案第4号 農業農村整備事業の予算確保等に関する意見書について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議席の指定及び議席の一部変更について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 諸般の報告について

日程第5 常任委員会委員の選任について

日程第6 選挙第2号 笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

日程第8 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

(笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

(笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例)

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

(笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例)

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて

(笠間市税条例の一部を改正する条例)

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて

(笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて

(平成21年度笠間市一般会計補正予算(第11号))

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて

(平成21年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第4号))

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて

(損害賠償の額を定め和解することについて)

日程第9 議案第42号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

議案第43号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

日程第10 議案第44号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて

- 日程第11 議案第45号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて  
日程第12 議案第46号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第13 議案第47号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第14 議案第48号 訴えの提起について  
日程第15 議案第49号 平成22年度笠間市一般会計補正予算(第1号)  
議案第50号 平成22年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第51号 平成22年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第52号 平成22年度笠間市水道事業会計補正予算(第1号)  
日程第16 議員提出議案第4号 農業農村整備事業の予算確保等に関する意見書について

午前10時00分開会

表彰状の伝達

議長(市村博之君) 皆さんおはようございます。

本会議に先立ち、ここで表彰状の伝達を行います。

茨城県市議会議長会並びに全国市議会議長会からそれぞれ表彰状が贈られておりますので、伝達をさせていただきます。

事務局長より、茨城県市議会議長会表彰者から順にお名前をお呼びいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

23番(須藤勝雄君) この表彰についてですけれども、例えば8年以上とか10年以上とかありますけれども、これについてのご説明と、例えば同じ3期やっても表彰される方とされない方、そういう形がありますけれども、どういう基準の判断でこの表彰の対象になったのか、ご説明をいただきたいと思います。

議長(市村博之君) それでは、事務局長から説明させます。

議会事務局長(高野幸洋君) では、私の方から説明させていただきます。

表彰基準でございますが、全国市議会議長会の表彰規程というのがございまして、その中で決まっております。市の場合には在職年数がそのまま生きますけれども、町村議会議員をやっておられた方につきましては、2分の1のカウントしかありません。ですから、例えば4年やりますと2年ということになりますね。そういう全国市議会議長会表彰規程というのがございまして、そういうので基準が決められておましてやっております。

23番(須藤勝雄君) そういう規程があれば、ここに来る前に、これを配付したときに説明をしてくれば、ここで手を挙げて発言しなかったんですが、これからそういうふうにしていただきたいと思います。

議長（市村博之君） 申しわけありません。それでは、もとに戻ります。

事務局長より、茨城県市議会議長会表彰者から順に名前をお呼びいたします。

なお、茨城県市議会議長会の8年以上在職者表彰及び全国市議会議長会の10年以上在職者表彰につきましては、名前をお呼びしましたら、その場でご起立をいただき、代表者が演壇の前まで進み受領してください。また、15年以上在職者表彰につきましては、一人一人お受け取りいただきたいと思ひます。

事務局長から表彰者の名前を読み上げさせます。

議会事務局長（高野幸洋君） 私の方からお名前をお呼びいたします。

まず、茨城県市議会議長会の表彰でございます。

15年以上在職表彰、3名でございます。海老澤勝男議員、石崎勝三議員、野原義昭議員でございます。前の方をお願いしたいと思ひます。それから、8年以上在職表彰でございます。8名でございます。常井好美議員、竹江 浩議員、須藤勝雄議員、小園江一三議員、柴沼 広議員、大関久義議員、町田征久議員、横倉きん議員でございます。8年以上在職表彰につきましては、常井好美議員が代表でお受け取りいただきたいと思ひます。前の方によろしくお願ひします。

次に、全国市議会議長会の表彰でございます。

15年以上在職表彰者、3名でございます。海老澤勝男議員、石崎勝三議員、野原義昭議員。10年以上在職表彰、9名でございます。常井好美議員、竹江 浩議員、須藤勝雄議員、小園江一三議員、柴沼 広議員、大関久義議員、中澤 猛議員、萩原瑞子議員、畑岡 進議員、以上9名でございます。中澤議員は、前の方によろしくお願ひします。

それでは、議長から伝達よろしくお願ひします。

議長（市村博之君）

#### 表彰状

笠間市議会議員 海老澤勝男 殿

あなたは、市議会議員の職にあること15年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績は、まことに顕著であります。よって、ここに表彰します。

平成22年4月16日

茨城県市議会議長会会長 袴塚孝雄（代読）

〔表彰状授与、拍手〕

議長（市村博之君）

#### 表彰状

笠間市議会議員 石崎勝三 殿

以下同文でございます。

おめでとうございます。

〔表彰状授与、拍手〕

議長（市村博之君）

表彰状

笠間市議会議員 野原義昭 殿

以下同文でございます。

おめでとうございます。

〔表彰状授与、拍手〕

議長（市村博之君）

表彰状

笠間市議会議員 常井好美 殿

あなたは、市議会議員の職にあること8年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績は、まことに顕著であります。よって、ここに表彰します。

平成22年4月16日

茨城県市議会議長会会長 袴塚孝雄（代読）

〔表彰状授与、拍手〕

議会事務局長（高野幸洋君） 続いて、全国表彰でございます。

議長（市村博之君）

表彰状

笠間市 海老澤勝男 殿

あなたは、市議会議員として17年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第86回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成22年5月26日

全国市議会議長会会長 五本幸正（代読）

〔表彰状授与、拍手〕

議長（市村博之君）

表彰状

笠間市 石崎勝三 殿

以下同文でございます。

おめでとうございます。

〔表彰状授与、拍手〕

議長（市村博之君）

表彰状

笠間市 野原義昭 殿

以下同文でございます。

おめでとうございます。

〔表彰状授与、拍手〕

議長（市村博之君）

### 表彰状

笠間市 中澤 猛 殿

あなたは、市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第86回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成22年5月26日

全国市議会議長会会長 五本幸正（代読）

〔表彰状授与、拍手〕

議長（市村博之君） 以上で、茨城県市議会議長会並びに全国市議会議長会からの表彰状の伝達を終わります。

---

### 開会の宣告

議長（市村博之君） ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は27名であります。本日の欠席議員は、22番小園江一三君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第2回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

---

### 市長あいさつ

議長（市村博之君） ここで、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 平成22年第2回笠間市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

議員各位には、公私ともご多忙のところ定例会へのご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、ただいま表彰がございましたが、改めて、去る4月16日に茨城県市議会議長会より、8年以上、さらには15年以上の在職表彰をお受けになりました議員各位、さらには5月26日に全国市議会議長会より、それぞれ10年以上、15年以上の在職表彰をお受けになりました議員各位に、心からお祝いと、これまでの活動に敬意を表する次第でございます。

今後とも、それぞれ健康に留意されまして、ますますのご活躍を心からお祈り申し上げる次第でございます。

さて、私の方からは、最近の市政の状況について何点かご報告をさせていただきたいと思っております。

最初に、口蹄疫の感染拡大についての報告でございます。

家畜伝染病口蹄疫につきましては、4月20日に宮崎県において発生が確認され、非常に強い感染力により宮崎県内に蔓延し、宮崎県が非常事態を宣言するなど、全国への感染の拡大が懸念されているところでございます。

国におきましては、口蹄疫対策特別措置法を成立させ、被害者農家の損失補てんや感染区域の家畜の強制的な処分を盛り込み、口蹄疫の拡大に対処しているところでございます。

茨城県におきましては、4月26日に県内の牛、豚の飼養農場の全戸調査が終了し、異常は確認されませんでした。現在のところ、感染の疑いや風評被害は発生しておりませんが、茨城県農業共済組合連合会が、家畜共済に加入する県内の畜産農家に消毒用の消石灰を配布するなど、感染を未然に防ぐ対策をすることで農家の不安の解消を図っているところであります。

このような状況の中、本市といたしましては、茨城県との連携のもと、市内の牛、豚の飼養者を戸別巡回し、飼養状況を確認するとともに、先月25日に各畜産農家73軒に消毒薬と口蹄疫発生予防の啓発パンフレットを配り、家畜飼養衛生管理の徹底をお願いしたところでございます。また、電話、ファクス、インターネットを活用した畜産農家への情報提供を行うためのネットワークづくりや消毒薬の備蓄を進め、備えをしているところでございます。

今後、茨城県指定獣医師や県央南農業共済組合家畜診療所との連携体制をさらに密にし、しっかりと対応していきたいと考えております。

次に、子ども手当の支給についてでございます。

この22年度から新たに支給が始まる子ども手当につきましては、新たに申請が必要な対象者に申請書を送付し、4月19日から1カ月間受け付けを行い、1,581件の申請がありました。今回の申請者に従前の児童手当の受給者を加えた約5,500人の方について、6月10日に4月、5月分の子ども手当、1人当たり2万6,000円、市の総額として約2億4,000万円が支払われます。まだ申請が済んでない方もおりますが、9月までに申請をすれば4月にさかのぼって支給することができますので、申請を促し、制度の周知に努めてまいりたいと思っております。

次に、かさまっ子プロジェクトについてでございます。

少子化対策の重要事業の一つであります「かさまっ子プロジェクト」についてですが、子育て支援としてのことしの新規事業であります「ファミリーサポート事業」を4月より開始をいたしました。この事業は、育児援助者であります提供会員と援助希望者でありま

す利用会員がお互いの信頼関係を築きながら、地域で主体的に行う子育て援助活動であります。現在のところ50名の方が会員登録をしております。今後もPRに努め、制度の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、健康支援であります、「かさま健康ダイヤル24」事業ですが、昨年6月1日にスタートし、ことし4月までの11カ月間で2,111件、月平均約200件の利用がございました。今後も、制度の周知を図りながら、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の執行についてでございます。

平成22年第1回の議会定例会で予算の繰越をご議決いただきました地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業につきましては、太陽光発電システム整備事業、道水路維持補修事業など28事業、総額2億4,652万6,000円を4月より執行しております。緊急経済対策という趣旨を踏まえまして、今年度上半期までの事業完了を目指して、速やかな予算執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、図書館の図書貸出点数についてでございます。

平成20年度の図書館3館の貸出実績が126万8,384点に達し、市民1人当たりの貸出数で市の部で全国1位になりましたが、21年度は貸出数で11万7,997点、9.3%増の138万6,381点となり、さらに増加をいたしました。今後も、市民の図書館としてサービスの充実を図ってまいります。

次に、「恋人の聖地事業」についてでございます。

さきにお知らせをいたしました。NPO法人地域活性化支援センターが展開している「恋人の聖地」として、本日付で本市が「陶芸の里かさま」として選定をされました。

本事業は、全国の観光施設や地域を中心に選定され、情報の発信や地域間連携による交流人口の増加、地域の活性化及び少子化対策への貢献を目的としており、本市においては、この「恋人の聖地」としてのブランド力を生かし、結婚支援事業での活用や工芸の丘、愛宕山といった市内の各施設を回遊するコースの構築、他県の「恋人の聖地」との連携により、笠間市の知名度向上はもとより、来訪者の増加や地域経済への波及効果等もねらいながら、定住化、少子化対策の一環として進めてまいりたいと考えております。

今後、銘板の設置場所などの具体的な方策の検討を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、北関東自動車道の全線開通の前倒しについてでございます。

北関東自動車道につきましては、本年4月17日に東北自動車道の岩舟ジャンクションと栃木県内の佐野・田沼インターチェンジ間が開通し、残る1区間、佐野・田沼から太田・桐生間の開通が待たれているところでございますが、先日、開通時期が半年ほど早まり、来年のゴールデンウィーク前に開通できる見込みとの発表がありました。全線開通により、水戸・前橋間が約2時間で結ばれ、茨城、栃木、群馬3県の主要都市間の移動時間が大幅

に短縮され、地域連携の強化、産業や経済の発展に寄与することが期待されるところであります。

また、笠間パーキングエリアにつきましては、既存の施設に加え、飲食スペースと物販スペースを含む商業施設とガソリンスタンドが新設されることとなっておりますが、去る5月24日に工事が始まり、本年12月までには完成する予定になっております。

平成20年に真岡インターチェンジ - 桜川・筑西インターチェンジ間がつながり、常磐自動車道と東北自動車道が高速道路で結ばれたことにより、本市でも陶炎祭の来場者が16%アップしたり、東京からの交通アクセスのよさを買われ、先週の土曜日に5,000人もの若者を集め、笠間芸術の森公園で大規模な野外アートフェスティバル「センス・オブ・ワンダー」が開かれるなど、高速道路の開通は、人やモノの流れを大きく変えるポテンシャルを秘めています。笠間市も、この機会を逃さず、経済、文化、観光などを通じて地域の活性化につなげていきたいと考えております。

今定例会におきましては、諮問3件、報告8件、議案11件のご審議をお願いするものであります。後ほど詳しく説明申し上げますので、何とぞ慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。あいさつといたします。

---

開議の宣告

議長（市村博之君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

議事日程の報告

議長（市村博之君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

---

議席の指定及び議席の一部変更について

議長（市村博之君） これより議事日程に入ります。

日程第1、議席の指定及び議席の一部変更について議題といたします。

初めに、今回の補欠選挙にて当選になりました飯田正憲君の議席の指定を行います。

飯田正憲君の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、議席番号2番に指定いたしました。

ただいまの飯田正憲君の議席の指定に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を次のように変更したいと思います。

お諮りいたします。

石田安夫君の議席を3番に、蛭澤幸一君の議席を4番に、野口 圃君の議席を5番に、藤枝 浩君の議席を6番に、鈴木裕士君の議席を7番に、鈴木貞夫君の議席を8番に、西山 猛君の議席を9番に変更したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指定したとおり議席の一部を変更することに決しました。

---

会議録署名議員の指名について

議長（市村博之君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、10番石松俊雄君、11番畑岡 進君を指名いたします。

---

会期の決定について

議長（市村博之君） 日程第3、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期につきましては、去る5月25日議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営会委員長からご報告をいただきたいと思います。

委員長海老澤勝男君。

〔議会運営委員長 海老澤勝男君登壇〕

議会運営委員長（海老澤勝男君） それでは、議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、5月25日午前10時から委員会室において、平成22年第2回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、皆様のお手元に配付している資料のとおりでございます。本日から6月16日までの16日間といたしました。

初日の本日は、会期の決定、議案等の説明を受け、議案の一部について質疑、討論、採決を行います。

また、3日は、議案質疑を行い、各常任委員会への付託となります。

7日と8日は、常任委員会を開催いたします。

11、14、15日の3日間が一般質問となります。

最終日の16日は、各委員会に付託されました議案等の審査結果を委員長から報告を受けた後、討論、採決を行い、終了となります。

なお、初日において即決となります議案は、諮問第1号から第3号、報告第1号から第8号まで及び議案第42号から第45号までとなります。

以上で報告を終わります。

議長（市村博之君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり、本日から6月16日までの16日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から6月16日までの16日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承ください。

---

諸般の報告について

議長（市村博之君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

市長から、繰越明許費、継続費の通次繰越、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告、地方自治法第243条の3第2項の規定による財団法人笠間市開発公社及び笠間工芸の丘株式会社の経営状況についての書類が「法令等に基づく報告事項」としてまとめて提出されましたので、既に議案とともに配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、平成22年第1回定例会において議決された「政治資金規正法の制裁強化を求める意見書」、「介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書」、「子ども手当の全額国庫負担を求める意見書」、「核兵器の廃絶を求める意見書」、「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書」、並びに「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書」の6件については、3月19日付をもって内閣総理大臣及び関係大臣、並びに衆参両院議長あてにそれぞれ送付いたしましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

常任委員会委員の選任について

議長（市村博之君） 日程第5、常任委員会委員の選任について議題といたします。

今回の補欠選挙にて当選になりました飯田正憲君を、委員会条例第8条第1項の規定により文教厚生委員会委員に指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、飯田正憲君を文教厚生委員会委

員に選任することに決しました。

---

選挙第2号 笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

議長（市村博之君） 日程第6、選挙第2号 笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

笠間市選挙管理委員会委員に、内海光久君、植田忠男君、芳賀文十郎君、田中恵子君、以上の方を指名いたします。

笠間市選挙管理委員会委員の補充員には、第1順位廣瀬 忠君、第2順位仲田行雄君、第3順位横倉正行君、第4順位仲田 正君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々を、笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

---

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

議長（市村博之君） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてから諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてまでの3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 諮問第1号から第3号、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては、関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて法務大臣に候補者を推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在13名の方が人権擁護委員として活動されております。

本諮問は、3名の人権擁護委員の任期満了に伴い、坪井敬二氏及び塩畑泰子氏を再度推薦し、前川幸夫氏を新たに推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしく申し上げます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてから諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてまでの3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより1件ごとに採決いたします。

諮問第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

22番小園江一三君が着席いたしました。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例）

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度笠間市一般会計補正予算（第11号））

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（市村博之君） 日程第8、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）から報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）までの8件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 報告第1号から第8号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例、笠間市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、笠間市教育委員会教育長の給与及

び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例、笠間市税条例の一部を改正する条例、笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、平成21年度笠間市一般会計補正予算(第11号)、平成21年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)及び損害賠償の額を定め和解することについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、各担当部長より説明させますので、よろしく申し上げます。

議長(市村博之君) 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長(小松崎 登君) それでは、私の方から報告第1号から第3号までご説明申し上げたいと思います。

まず、報告第1号、笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず、平成21年第4回の定例会におきまして、労働基準法の改正を踏まえまして、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げまして、また、その引き上げ分の支給にかわり、時間外勤務代休時間を指定できるという改正をかけていただいたところでございます。

今回の改正は、かけていただいた笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、さらにその一部の改正を平成22年3月31日に専決処分をしたものでございます。

改正の内容につきましては、週をまたいで行った勤務時間の振りかえ時に支給される時間外勤務手当が、月60時間を超える時間外勤務であった場合におきましては、支給割合の割り増しが適用されまして、100分の25から100分の50になるものでございます。また、振りかえにかかわる時間外勤務の割り増し分を時間外勤務代休時間と指定した場合には、その時間外勤務手当の割り増し分を支給しないという改正のものでございます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

次に、報告第2号でございます。笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げたいと思います。

2ページの条例新旧対照表でご説明申し上げますので、2ページをお開きいただければありがたいと思います。

附則の次に7項を加えるものでございまして、平成22年5月1日から平成23年3月31日までににおける市長及び副市長の給料月額を、第3条の規定にかかわらず次の各号のとおり減額するものでございます。

まず、1号といたしまして、市長につきましては、第3条に規定する額から当該額の100分の20に当たる額を減じた額とするものでありまして、90万円を72万円とするものでございます。

次に、2号といたしまして、副市長につきましては、3条に規定する額から当該の額の

100分の5に当たる額を減じた額とするものでございまして、72万円を68万4,000円とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成22年5月1日から施行するものであります。次に、報告第3号をお願いしたいと思います。

報告第3号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げたいと思います。

これもやはり2ページの条例新旧対照表で説明をさせていただきますので、2ページをお開きいただきたいと思います。

附則に5項を加えるものでございまして、先ほどの市長、副市長と同様に、教育長の給料月額を減額を規定するものでございまして、平成22年5月1日から平成23年の3月31日までにおける教育長の給料月額を、2条の規定にかかわらず同条の規定する額から当該額の100分の5に当たる額を減じた額とするものでございまして、65万円から61万7,500円とするものでございます。

なお、附則としましては、この条例は平成22年5月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

議長（市村博之君） 総務部長 塙 栄君。

〔総務部長 塙 栄君登壇〕

総務部長（塙 栄君） それでは、報告第4号 専決処分の承認を求めることについてのご説明を申し上げます。

本専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、本市税条例の所要の改正を行い、平成22年4月1日及び平成22年6月1日より施行する必要があるため、平成22年3月31日付で専決処分したものでございます。

報告第4号の3ページの方をお開きいただきたいと思います。

笠間市税条例新旧対照表で、主な改正内容をご説明いたします。

まず、1点目でございますけれども、表の右側、現行条例の第44条第2項、第3項中、「給与所得」という文言に続く「及び公的年金等に係る所得」という文言を削除いたしました。これは、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金に係る所得に係る所得割額を給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとするための文言等の整理でございます。

次の資料4ページをお開きください。

現行条例第44条の第4項、第5項を1項ずつ繰り下げまして第3項の次に第4項を新たに加えておりますのは、老齢年金給付の支払いを受けている年齢65歳以上の者である場合は従前どおりとするための規定でございます。

つまり現行65歳以上の公的年金等の支払いを受けている者で給与所得者である場合、年

金に係る市民税は年金から徴収し、給与に係る市民税は年金分と合算せずに特別徴収されているところでございますけれども、この65歳以上の公的年金受給については、従来と変わらないということになります。

続いて、2点目でございますが、下の資料5ページでございます。

現行条例の附則第15条は、特別土地保有税の非課税措置の一部が廃止されたことにより削除し、現行条例附則の第15条の2が繰り上げられ、第15条となるものでございます。

なお、特別土地保有税は平成15年度以降課税は停止されており、新たな課税は実施されておりません。

さらに、3点目でございますが、この資料5ページから最後の8ページにかけて、現行条文では「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律」、この法律の略称でございます「租税条例実施特例法」が、法律名の改正によりまして「租税条例等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律」、「租税条例等実施特例法」と、それぞれ改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（市村博之君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） それでは、報告第5号、笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてご説明申し上げます。

専決第7号、笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正でございます。

新旧対照表でご説明申し上げますので、3ページをお開き願います。

第3条第2項におきまして、基礎課税額に係る課税限度額が「47万円」から「50万円」となるものです。

次に、4ページをお開きください。

同3項、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が「12万円」から「13万円」となるものです。

19条については、同様「47万円」から「50万円」に、「12万円」から「13万円」となるものです。

同条第1号から第3号において、引用条例の整理といたしまして、「第730条の5第1項」を「第703条の5」に改め、1号中「法第314条の2第2項に掲げる金額」を「33万円」に、2号中「法第314号の14条の2、第2項に規定する金額」を「33万円」に改め、「被保険者」の次に「及び特定同一世帯所属者」を加え、第3号中「法314条の2第2項に規定する金額」を「33万円」に改めるものです。

次に、第19条の次に「第19条の2」として「特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例」を加えることにより、事業主の都合による失業者対策として、所得分に係

る100分の30の軽減措置を新たに加えるものでございます。

6ページをお開きください。

第20条の次に「第20条の2」として、特例対象被保険者等に係る19条の2、先ほど説明したものですけれども、軽減を受けるための申告方法を加えるものでございます。

7ページからの附則につきましては、第5項「法第703条の5第1項」を「法703条の5」に引用条例の整理であります。

第10項につきましては、「その世帯の」を「その世帯に」、用語の変更であります。

8ページ、第16、第17項につきましては、先ほど総務部長が説明した条例と同様に「租税条約等実施特例法」の名称の改正に伴う文言の整理でございます。

2ページの本文にお戻りください。

附則として、この条例は平成22年4月1日からの施行とし、附則第16条及び第17条の改正規定につきましては、平成22年6月1日から施行するものです。

以上で、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の説明を終わらせていただきます。

議長（市村博之君） 総務部長 塙 栄君。

〔総務部長 塙 栄君登壇〕

総務部長（塙 栄君） 報告第6号の説明を申し上げます前に、先ほど笠間市税条例の改正の部分の中で、3点目の改正の説明の際に、「租税条例」というような説明をしてしまいましたが、これは「租税条約」の誤りでございますので、適正させていただきます。大変失礼しました。

それでは、報告第6号、平成21年度笠間市一般会計補正予算（第11号）の専決処分についてご説明申し上げます。

平成22年3月31日付で専決処分しました平成21年度笠間市一般会計補正予算書（第11号）でございますが、この1ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度笠間市一般会計補正予算（第11号）は、歳入額の確定や事業の確定に伴いまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,741万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ276億1,918万円としたものでございます。

7ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正でございますが、年度内完了が見込めないため、新たにデマンド交通事業で252万円、新型インフルエンザワクチン接種助成事業で100万円、道水路維持補修事業で371万7,000円それぞれ追加を行い、また、事業の進捗に合わせまして、友部2級10号線道路整備事業の繰越明許費の金額を1億21万1,000円から8,492万円に変更し、岩間駅周辺整備事業の金額を5,065万円から6,446万円に変更いたしました。

次の8ページをお開きください。

第3表地方債補正でございますが、事業費の確定に伴いまして、それぞれの地方債の限

度額を減額しているところでございます。

それでは、歳入歳出についてご説明申し上げます。

まず、歳入の方でございますが、11ページをお開きください。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税は599万円5,000円の減、2項自動車重量譲与税も840万7,000円の減で、3項地方道路譲与税は、逆に1,569万3,000円の増となっております。

3款利子割交付金は1,133万円の減で、次の12ページとなりますけれども、4款配当割交付金も318万2,000円の減となっております。

6款地方消費税交付金は3,635万3,000円の減で、7款ゴルフ場利用税交付金は626万4,000円の増、8款自動車取得税交付金は、目合計で1,988万9,000円の減となっております。

13ページをごらんください。

10款地方交付税ですが、特別交付税の既定予算額は4億3,000万円であったところ、6億8,691万8,000円で決定されましたので、2億5,691万8,000円と大幅な増額となっております。

13款使用料及び手数料の2項手数料、2目衛生手数料の一般廃棄物処理手数料は、ごみ収集袋の販売手数料の減で、1,063万5,000円の減となっております。

14款国庫支出金、1項国庫負担金の1目民生費国庫負担金は、生活保護世帯の医療扶助費などの増から、2,582万9,000円の増額となっております。

2項国庫補助の1目総務費国庫補助金は、地域活性化・公共投資臨時交付金と、きめ細かな臨時交付金の追加交付で、合わせて1億3,846万5,000円の増、次の14ページとなりますけれども、6目教育費国庫補助金は、安全・安心学校づくり交付金が、事業の確定に伴いまして1,487万9,000円減となっております。

18款繰入金、2項基金繰入金の1目財政調整基金繰入金は、特別交付税の大幅な増額等がありましたので、1億2,161万5,000円を減額しております。これによりまして、平成21年度も結果的に財政調整基金は取り崩さないで済むということとなりました。

8目義務教育施設整備基金繰入金は、岩間中学校施設整備費の確定により195万6,000円を減じております。

次の15ページとなりますけれども、20款諸収入、5項雑入の4目雑入は、エコフロンティアかさま整備促進委託金等の減で、300万8,000円を減じております。

21款市債は、説明欄にあります児童クラブ施設整備事業債から岩間中学校施設事業債までの5事業債を、事業費の確定に伴い、目合計で1億6,900万円減じております。

続いて、歳出でございます。

16ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費では、2目文書広報費の通信運搬費で400万円の減、14目

基金費では、この補正予算における財源調整から財政調整基金に2,282万8,000円の積み増しをしてございます。

3款民生費、3項生活保護費の2目扶助費は、生活保護費の医療扶助費などの増から、3,444万円を増額しております。

17ページをごらんください。

4款衛生費、2項清掃費の2目塵芥処理費は、在庫の関係から、ごみ指定袋作製委託料等の減で、1,046万4,000円を減額しております。

5款農林水産業費から、次の18ページの中段、7款土木費の2項道路橋りょう費までは、財源の組み替えでございます。

その下の7款土木費、4項都市計画費の7目岩間駅周辺整備事業費は、事業費の確定に伴いまして公有財産購入費等の減で、613万円を減額しております。

19ページの7款土木費、5項住宅費から、20ページの最後でございますが、12款諸支出金までは、財源の組み替えとなっております。

以上で、平成22年3月31日付専決処分しました平成21年度笠間市一般会計補正予算（第11号）の内容の説明を終わります。

議長（市村博之君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） 報告第7号、平成21年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ755万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億8,193万3,000円とするものです。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入の1款国民健康保険税、1項、1目一般被保険者国民健康保険税を収入見込額の減に伴い、9,708万6,000円減額し、9款繰入金、2項、1目財政調整基金繰入金8,952万8,000円を増額するものであります。

次に、歳出をご説明いたします。

8ページをごらんください。

9款基金積立金、1項、1目準備金積立金755万8,000円を減額するものであります。

以上で、報告第7号の説明を終わらせていただきます。

議長（市村博之君） 総務部長塙 栄君。

〔総務部長 塙 栄君登壇〕

総務部長（塙 栄君） 報告第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

次ページの専決第10号、専決処分書によりご説明を申し上げます。

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、下記のとおり平成22年4月15日専決処分したものでございます。

和解の相手方ではありますが、笠間市鯉淵6311、石崎正男氏でございます。

和解の内容は、平成22年2月16日午後3時ごろでございますが、市の嘱託職員が笠間市鯉淵6526 - 44の石崎正男氏が所有する貸家に入居されております市民宅を訪問した際に、Uターンするために公用車を操作中、運転ミスによりまして車両後部に位置しておりました木造の物置を損壊させ、損害を与えたことによりまして、修理費用を支払うものでございます。

責任割合は、市側が100%でありまして、市は、相手側に73万5,000円を支払うものであります。

専決処分の理由は、速やかに示談措置をし、賠償金を支払う必要があるためでございます。

なお、この支払いにつきましては、全国市長会市民総合保険を適用するものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、11時15分に再開いたします。

午前11時03分休憩

---

午前11時15分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

18番大関久義君が所用のため退席いたしました。

これより質疑に入ります。

8番鈴木貞夫君。

8番（鈴木貞夫君） 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて、笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということですが、私は、この報告された案件を見たときに、市民への増税の問題、50万円になり、13万円になりということでもありますので、専決処分にはむしろなじまないのではないかと。今議会に議案として提案して、審議するということが筋ではないかということで、それをなぜ専決処分したのかということです。

議長（市村博之君） 保健衛生部長菅井 信君。

保健衛生部長（菅井 信君） 鈴木貞夫議員のご質問にお答えいたします。

なぜ専決処分をしたのかということですが、そもそも地方税法の一部改正ということで、これが4月1日に適用しなければならないという部分について、議会に説明を

するべきだろうという質問だと思いますけれども、従来までも、地方税法の改正が行われました場合には、この金額、課税限度額の部分も含めまして、すべて地方税法に合わせた形で今まで改正をしてきました。当然、条例でありますので、それが自動的に変わるものではなく、市町村の判断によって改正するものであるということは理解はしてございますけれど、今回の場合には4月1日において軽減措置も行っております。したがって、自分の意思に基づかないで離職をされた方、こういった者の救済措置という部分も含めまして行うという必要があり、現在申請も既に受け付けておりますけれど、そういったものも含めて一括して地方税法に合わせるという意味合いから、4月1日で施行したということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

議長（市村博之君） 8番鈴木貞夫君。

8番（鈴木貞夫君） この提案理由のところにもその文言は書いてあるわけですが、たとえたとえならば、この地方税法等が変わったら、いつでも専決処分のできるんですか。やはり市民に直接的に影響のあるようなこういう問題は、条例として出して議会で審議するということが、市としての条例の意味だと思うんですね。そして、もしそれが4月1日ならば、さかのぼってやるということもできるわけでしょう。それならば本議会に提出しても間に合っているのではないかとということです。その辺どうでしょうか。さかのぼってできるのかどうかということも含めて。

議長（市村博之君） 保健衛生部長菅井 信君。

保健衛生部長（菅井 信君） 再度の質問にお答えいたします。

さかのぼっての適用ということにつきましても、法的には可能であると思いますが、今回の場合には、救済措置の部分、ここの部分を特に重視しまして、緊急を要するわけですね、離職された方について。その部分について既に受け付けは始まっているということで、4月末現在で33名の方が申請をしております。こういった方を早急に対応するという意味合いから、4月1日が妥当であろうと考えております。

議長（市村博之君） 8番鈴木貞夫君。

8番（鈴木貞夫君） その点だけ強調すればそうですけれども、これから増税になるような問題は、いとも簡単に専決するということは私は問題だと思います。その点だけ指摘しておきます。

議長（市村博之君） 16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて、この問題、今の国民健康保険税条例の一部を改正する条例なんですが、ここにありますように国保税額が上限59万円から63万円に引き上げられるわけですが、引き上げになるのは、世帯の人数によっても違うと思いますが、所得の額が幾らぐらいの人から該当するのか。

議長（市村博之君） 保健衛生部長菅井 信君。

保健衛生部長（菅井 信君） 限度額の対象者の所得が幾らになるのかということでご

ございますけれど、ちょっと今、手元に資料がございませんので、後ほどご説明したいと思います。

議長（市村博之君） 16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） それに追加しまして、どのくらいの世帯が該当するのかもあわせて報告願います。

議長（市村博之君） 要望ですか。

16番（横倉きん君） 今、時間をとって報告願います。

議長（市村博之君） 保健衛生部長菅井 信君。

保健衛生部長（菅井 信君） 新年度、この金額に限度額なるわけですがけれども、22年度の課税につきましては、21年度中の所得、住民税と同様に、それが算出されたものに基づきまして算定をする、いわゆる本算定という措置をして、初めてその結果が出るものがございます。この経済状況の中で所得も相当減っているであろうということでありまして、人数的な部分についての把握は、現時点ではちょっと困難でございます。

議長（市村博之君） 16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） 人数としては本算定ということですが、所得がどのくらいから、今まで59万円だったのが打ち切られたわけですがけれども、所得の上限が今500万円だったら59万円だけど、この63万円まで値上げになるわけですから、500万円以上の人があるのか、その境ですね。今まで上限で打ち切られた額以上の人ですか、63万円になる人たちは所得がどのくらいの人からなるのか。

議長（市村博之君） 保健衛生部長菅井 信君。

保健衛生部長（菅井 信君） 世帯状況、人数、条件的にはさまざまなものでありまして、これを出すということは、ちょっと時間を、即答できないということでございます。

議長（市村博之君） ほかにございます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）から報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）まで8件を、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託並びに討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより1件ごとに採決いたします。

報告第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第5号を採決いたします。

本件は、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、報告第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

---

議案第42号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

議案第43号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

議長（市村博之君） 日程第9、議案第42号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求め、並びに議案第43号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第42号及び議案第43号、笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、2名の笠間市教育委員会委員の任期満了に伴い、飯島 勇氏の再任及び平澤憲次氏を新たに任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく申し上げます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求め、並びに議案第43号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについての2件を、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託並びに討論を省略して直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより1件ごとに採決いたします。

議案第42号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第43号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

---

議案第44号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて

議長（市村博之君） 日程第10、議案第44号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第44号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市監査委員の石川 享氏の任期満了に伴い、同氏を再任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく申し上げます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第45号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

議長（市村博之君） 日程第11、議案第45号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を  
求めることについて議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第45号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めること  
についての提案理由を申し上げます。

本案は、1名の笠間市等公平委員会委員の任期満了に伴い、新たに塩田満夫氏を選任い  
たたく、地方公務員法第9条の2第2項及び笠間市等公平委員会規約第3条第1項の規  
定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく願います。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託並びに討論を省略し、直  
ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり同意することに決定  
しました。

---

議案第46号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部  
を改正する条例について

議長（市村博之君） 日程第12、議案第46号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給  
与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第46号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本年4月に、笠間支所生活課所属の男性職員による準公金の着服事件が発生いたしました。今回の不祥事により行政に対する信頼を著しく傷つけ、公務員全体の信用を大きく失墜させた極めて遺憾な行為でございまして、市民の皆様方を初め、多くの方々に多大なご迷惑をおかけし、また強い不信感を与えたことにつきまして、改めて謝罪を申し上げます。

この不祥事に対しまして、市長の私と、私を補佐する職にあります副市長の管理監督責任を明らかにするため、給料月額10分の1を3カ月減額するものでございます。

私の給料を具体的に申し上げますと、先ほどご承認をいただきました報告第2号の減額規定により月額90万円から72万円に減額となり、さらに本条例の減額規定により64万8,000円になるものでございます。

以上で、議案第46号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第47号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 日程第13、議案第47号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第47号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、県条例の改正により、乳幼児の医療福祉費、いわゆるマル福対象年齢を就学前から小学3年まで拡充し、あわせて笠間市単独事業として小学校4年から小学校6年まで医療福祉費の支給年齢を拡充するため、本条例を改正するものであります。

内容につきましては、保健衛生部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） それでは、議案第47号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、県の医療福祉費支給に関する条例の一部改正により、対象年齢を就学前

より小学校3年まで拡充するとともに、笠間市単独事業として、さらに対象年齢を小学校6年まで拡充するために行うものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、3ページをお開きください。

まず、第1条、目的につきましては、年齢拡充に伴いまして、区分名称を現行の「乳幼児」から「小児」、それから「児童」に改めるものであります。

第2条の定義につきましては、第2号の乳幼児対象年齢を6歳までとしていたものを小児9歳までとするものでございます。

第3号、児童は対象年齢を満12歳までとすることを新たに加えたものでございます。

4ページをお開き願います。

イにつきましては、「学校教育法第18条の規定により猶予若しくは免除を受けた者」については、満15歳までとすることを新たに加えたものでございます。

次に、第3号を第4号、第4号を第5号、第5号を6号と繰り下げるものでございます。

7ページをお願いいたします。

第4条の2、控除額の支給につきましては、「乳幼児、乳幼児対象年齢までの」という名称を「小児、児童、児童対象年齢までの母子家庭の児童、父子家庭の児童」に改めるものでございます。

8ページをお開き願います。

第5条、医療福祉費の支給制限につきましては、第1項第2号中の「乳幼児」を「小児」に、「6歳」を「9歳」に改めるものでございます。

次に、第3号として、児童の支給制限を小児の制限に準じて新たに加えたものでございます。

次に、3号を4号に、4号を5号とするものであります。

2ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は平成22年10月1日から施行するものとし、経過措置を加えたものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（市村博之君） 9番西山 猛君が退席いたしました。

提案者の説明が終わりました。

---

議案第48号 訴えの提起について

議長（市村博之君） 日程第14、議案第48号 訴えの提起について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第48号 訴えの提起についての提案理由を申し上げます。

本案は、市営住宅の未納家賃等の支払い及び明け渡しを命ずる訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしく願いいたします。  
議長（市村博之君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 議案第48号 訴えの提起についてご説明申し上げます。

訴えの相手方でございますが、笠間市石井1828番地、市営石崎住宅A26号に入居する市野沢次郎氏でございます。

相手方は、市営住宅の家賃等の督促に長期にわたり応じようとせず、前月までで家賃38カ月分、浄化槽負担金45カ月分を滞納し、滞納家賃等の納付に誠意が見られないことから、公営住宅法第32条及び笠間市営住宅管理条例第41条の規定により、滞納家賃の支払い及び明け渡しを求める訴えを提起するものであります。

なお、訴訟遂行に当たっては、弁護士を訴訟代理人と定め、第1審の判決の結果、必要がある場合は上訴することといたします。

以上で説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第49号 平成22年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

議案第50号 平成22年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 平成22年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 平成22年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）

議長（市村博之君） 日程第15、議案第49号 平成22年度笠間市一般会計補正予算（第1号）についてから議案第52号 平成22年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第49号 平成22年度笠間市一般会計補正予算（第1号）から議案第52号 平成22年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、平成22年度の補正予算であり、一般会計のほか特別会計2会計、企業会計1会計について補正するものであります。

内容につきましては、各担当部長より説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 17番町田征久君が退席いたしました。

総務部長 塙 栄君。

〔総務部長 塙 栄君登壇〕

総務部長（塙 栄君） それでは、議案第49号 平成22年度笠間市一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

平成22年度笠間市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ265億4,037万5,000円とするものでございます。

まず、歳入についてでございますが、7ページをお開きください。

15款県支出金、3項委託金、6目教育費委託金は、小学校4年生を対象に、夏休みに算数の補充学習を行う県の学びの広場サポートプラン事業の委託金を37万5,000円計上してございます。

歳出につきましては、次の8ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費の14目基金費でございますが、これからご説明いたします選挙執行経費の減に伴いまして、2,188万円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次の4項選挙費ですが、4月11日が投票日でありました市長選挙及び市議会議員補欠選挙とも投票は行われなくなりましたので、4目市長選挙費につきましては、職員手当等の減で1,963万9,000円の減、次の9ページになりますけれども、6目市議会議員補欠選挙費では選挙公費負担金等の減で224万1,000円を減額するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費の3目高齢者福祉費は、敬老の日記念品代を減じ、印刷製本費を同額増するものでございます。

9款教育費、2項小学校費の2目教育振興費は、先ほど歳入でご説明しました県の委託金を学びの広場サポートプラン事業の講師謝礼として同額計上するものでございます。

以上で、平成22年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

議長（市村博之君） 上下水道部長大和田俊郎君。

〔上下水道部長 大和田俊郎君登壇〕

上下水道部長（大和田俊郎君） 議案第50号 平成22年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ529万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ25億2,849万8,000円とするものであります。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。

5ページをお開き願います。

第2表の債務負担行為でございますが、事項、期間、限度額を定めるものでございます。

浄化センターともべの汚水処理量増加に伴い、汚泥脱水機の処理能力が不足するため増設するものでございますが、発生する汚泥の性状に対しまして適切に処理できる機種選定に時間を要し、今回の提案となったものでございます。

浄化センターともべ汚泥処理施設増設事業でございますが、期間といたしましては、平成22年度より平成24年度までとし、9億円を計上しております。

歳入歳出補正予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

歳入でございますが、7款繰越金、1項、1目繰越金529万8,000円の増額は、前年度繰越金でございます。

8ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款下水道費、1項、1目下水道総務費、11節需用費529万8,000円の増額は、分離柵を設置した方及びこれから設置する方へ、施設の維持向上を啓発するための清掃用具購入費用と啓発用パンフレットの印刷代でございます。

次に、議案第51号 平成22年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ8億7,813万7,000円とするものであります。

歳入歳出の主なものにつきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

歳入ですが、6款繰越金、1項、1目繰越金303万7,000円の増額は、前年度繰越金でございます。

歳出でございますが、1款農業集落排水事業費、1項、1目農業集落排水施設管理費、11節需用費303万7,000円の増額は、農業集落排水に接続した方及びこれから接続する方へ施設の維持向上を啓発するための分離柵清掃用具購入費用でございます。

次に、議案第52号 平成22年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

第2条の収益的支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。1款水道事業費用、1項営業費用を225万4,000円減額し、15億9,130万3,000円に、4項予備費を225万4,000円増額し、1,815万4,000円に補正するものでございます。

次に、第3条の資本的支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。1款資本的支出、1項建設改良費を3,880万円増額し、3億9,624万1,000円に補正するものでございます。

収入支出の主な内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

今回の補正内容としましては、吉岡浄水場の色度が水質基準を超えてしまう問題について、薬品注入で対応するための薬品費を予算計上しておりましたが、今回、原水調査、ろ過実験を行い、検討した結果、ろ過池のろ材を現在使用している珪砂から人工マンガン砂へ入れかえることが最も有効であるという結論に達したことから、ろ材交換及び塩素注入配管工事を行うものでございます。

収益的支出の1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費225万4,000円の減額は、当初計上されていた薬品費を減額するものでございます。

4項、1目予備費225万4,000円の増額は、収支のバランスを図るものでございます。

資本的支出の1款資本的支出、1項建設改良費、2目施設改良費3,880万円の増額は、ろ材交換及び塩素注入配管工事に係るものでございます。

以上で、議案第50号から議案第52号の説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

---

議員提出議案第4号 農業農村整備事業の予算確保等に関する意見書について

議長（市村博之君） 日程第16、議員提出議案第4号 農業農村整備事業の予算確保等に関する意見書について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

22番小園江一三君。

〔22番 小園江一三君登壇〕

22番（小園江一三君） 議員提出議案第4号 農業農村整備事業の予算確保等に関する意見書についての提案理由を申し上げます。

歴史に学ばぬ者は歴史を繰り返す、我が国が議会制民主主義をお手本としている英国は、産業革命以来、工業製品生産に邁進し、七つの海を支配し、地の果てからもあらゆる物質、むろん食糧も調達した大英国も、20世紀に入り、食糧の大切さを知り、その政策変更を余儀なくされたところであります。

また、戦前、農地解放以前は、大地主制にて地主より小作人が耕作地を借地し耕作し、その耕作面積は狭いものでした。しかし、現在の農業は、正反対の農業経営であります。将来の農業の発展を図るためには、土地改良事業、つまり国土づくりを積極的に推進する必要があります。

しかし、国の平成22年度予算に関する農業農村整備費は、前年比63.1%削減という大変厳しい状況となっております。この予算削減が及ぼす影響は、現在施行中の土地改良事業はもとより、将来の農業や地域全体に悪影響を及ぼすことが懸念され、このような土地改良事業費の大幅削減は容認できるものではありません。

よって、国における土地改良事業予算の確保を強く要望するため、地方自治法第99条の規定により国等へ意見書を提出するものであります。

以上、議会規則第14条第1項の規定により提案いたしますので、議員各位におかれましては、よろしくご賛同のほど賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明いたします。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

---

散会の宣告

議長（市村博之君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は6月3日に開きますので、ご参集ください。

大変ご苦勞さまでした。

午前11時54分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市 村 博 之

署 名 議 員 石 松 俊 雄

署 名 議 員 畑 岡 進